

上尾市教育委員会訓令第 1 号

教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 教育総務部教育総務課の表中 5 の項を 6 の項とし、4 の項の次に次の 1 項を加える。

5	教育委員会 に対する請 願の処理に 関する事項	請願を受理し、処理すること。	重要な もの	軽易な もの		
---	----------------------------------	----------------	-----------	-----------	--	--

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程別表第 2 の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（同規程第 2 条第 1 号に規定する決裁をいう。以下同じ。）から適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。